

# 離婚届記入例(協議離婚の場合)

## 離婚届

平成 19年6月19日 届出

徳島県小松島市長 殿

◎本籍地と違う役場へ提出される場合は、戸籍謄本または戸籍全部事項証明が必要になります。

(1) 氏名	夫 小松島 太郎 昭和50年5月5日	妻 小松島 みずき 昭和54年3月3日
住所	徳島県小松島市横須町 1番1号	徳島県小松島市坂野町 字平田24番2号
本籍	徳島県小松島市横須町 1番地 筆頭者の氏名 小松島 太郎	
父母の氏名 父母との続き	夫の父 小松島 父男 母 港 母美	妻の父 花 父郎 母 母子
離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 審判 <input type="checkbox"/> 和解 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 <input type="checkbox"/> 判決	
婚姻前の氏に もどる者の本籍	<input checked="" type="checkbox"/> 夫 <input checked="" type="checkbox"/> 妻 徳島県小松島市坂野町字平田24番地 (筆頭者の氏名) 花 みずき	
未成年の子の氏名	夫が親権を行う子 小松島 海子 妻が親権を行う子	
同居の期間	平成17年6月から平成19年5月まで (同居を始めたとき) (別居したとき)	
別居する前の住所	徳島県小松島市横須町 1番地 1号	
別居する前の世帯のおもな仕事	<input type="checkbox"/> 1.農業だけまたは農業その他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2.自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 3.企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用労働者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input checked="" type="checkbox"/> 4.3)にあてはまらない常用労働者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5.1)から4)にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6.仕事をしている者のいない世帯	
夫妻の職業	夫の職業	妻の職業
届出人	夫 小松島 太郎	妻 小松島 みずき
署名押印	小松島 太郎	小松島 みずき
事件簿番号	連絡先 電話 0885 ( 32 ) 2112 [自宅] 勤務先 [ ] 携帯	

証人	(協議離婚のときだけ必要です)	
署名押印	小松島 父男	山桃 木実
生年月日	昭和21年8月2日	昭和55年7月15日
住所	徳島県小松島市横須町 1番1号	徳島県鳴門市撫養町 南浜字東浜170番号
本籍	徳島県小松島市立江町 字清水184番1号	徳島県鳴門市撫養町 南浜字東浜170番号

捨印をお願いします

協議離婚の場合のみ証人が必要です。証人は離婚の事実を知っている人で、成人(20歳以上)の人であればどなたでも結構です。証人2名の署名・押印が必要になります。届出人及び証人が同氏の場合、それぞれ別の印鑑を押してください。

現在在籍している、婚姻中の本籍及び筆頭者の氏名を記入してください。

父母の氏名を記入してください。(亡くなられていても記入していただくようになります)父母が現在婚姻しているときは、母の氏は記入しないで、名前だけ記入してください。また、離婚その他で父母の氏が違うときは、変更後の氏を記入して下さい。

筆頭者でないほうの配偶者は、離婚により婚姻中の戸籍から除籍されるようになります。従前の戸籍にもどるか、新しい戸籍(自身筆頭者の戸籍)をつくるかを決めてください。離婚届のみだと婚姻前の氏にもどるようになります。離婚後においても「離婚の際に称していた氏」(婚姻中の氏)を引き続き称したいときは、この欄には何も記入しないで下さい。この場合、離婚届と同時に戸籍法77条の2(離婚の際に称していた氏を称する届)の届出をしてください。

離婚の際、未成年(20歳未満)の子がいるときは夫婦のどちらが親権を行うのかを定め、子の氏名を記入して下さい。ただし親権の指定だけでは親権者の戸籍にお子様は入ることができません。家庭裁判所の許可と入籍届の届出が別途必要です。ご相談ください。

未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしをつけてください。  
(面会交流)  
取決めをしている。  
まだ決めていない。  
(養育費の分担)  
取決めをしている。  
まだ決めていない。  
 未成年の子がいる場合に父母が離婚をするときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

本人が署名・押印してください。離婚前の氏でご記入いただくようになります。印鑑はそれぞれ異なる印を使用してください。

必ず昼間に連絡のつく電話番号を記入してください。

くわしくは 小松島市 戸籍住民課 (市役所内1階①番窓口) Tel.0885-32-2112 まで